

写

3 経営第 400 号
令和 3 年 5 月 27 日

食料・農業・農村政策審議会
会長 高野 克己 殿

農林水産大臣 野上 浩太郎

諮 問

下記事項について貴審議会の意見を求める。

記

農業経営収入保険の保険料標準率の算定方式の考え方（別紙）について

(別紙)

農業経営収入保険の保険料標準率の算定方式の考え方（案）

令和4年1月1日以後に保険期間が開始する農業経営収入保険の保険関係に適用する保険料標準率は、次により算定する。

1 基礎被害率

保険限度額区分ごと、補償の下限の割合ごとに、直近10年間における各年の実績金額被害率を基礎とし、必要に応じて修正を行ったものを各年の基礎被害率とする。

ただし、今回は、直近10年間のうち、平成22年から平成29年までの間については収入保険制度調査委託事業の農業収入金額データに基づく被害率を、平成30年及び令和元年については令和元年の収入保険加入者の農業収入金額データに基づく被害率を、それぞれ各年の基礎被害率とする。

2 通常標準被害率

保険限度額区分ごと、補償の下限の割合ごとに、各年の基礎被害率の平均値を算定し、その平均値に各年の基礎被害率の標準偏差を付加したものを通常標準被害率とする。

3 保険料標準率

(1) 保険限度額区分ごと、補償の下限の割合ごとに、各年の基礎被害率のうち、通常標準被害率以下の部分の平均値を算定し、その平均値に安全率を付加したものを通常保険料標準率とする。

(2) 保険限度額区分ごと、補償の下限の割合ごとに、各年の基礎被害率のうち、通常標準被害率を超えるもののその超える部分の平均値を算定し、その平均値に安全率を付加したものを異常保険料標準率とする。

(3) 通常保険料標準率及び異常保険料標準率を合計して得た率を保険料標準率とする。